

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）（第一条第一号関係）	1
○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（第一条第二号関係）	2
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）（第一条第三号関係）	7
○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）（第二条関係）	8

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）（第一条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 航空法第四十七条第三項の規定による検査は、毎年二回以内行うものとする。	第四条 航空法第四十七条第二項の規定による検査は、毎年二回以内行うものとする。

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（第一条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第四（第五条関係）

別表第四（第五条関係）

納付しなければならない者	（略）	（略）	（略）	五 空港等について法第四十七條第三項の検査を受ける者	手数料の額
				ヘリポート	九万五千八百円
				その他の空港等	九万五千八百円

納付しなければならない者	（略）	（略）	（略）	五 空港等について法第四十七條第二項の検査を受ける者	手数料の額
				ヘリポート	九万五千八百円
				その他の空港等	九万五千八百円

別表第五（第六条関係）

別表第五（第六条関係）

納付しなければならない者	（略）	（略）	（略）	五 航空保安施設について法第四十七條第	手数料の額
				飛行場 陸上空 精密進入 航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	九十一万八千九百円

納付しなければならない者	（略）	（略）	（略）	五 航空保安施設について法第四十七條第	手数料の額
				飛行場 陸上空 精密進入 航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	九十一万八千九百円

三項の
検査を
受ける
者

その他の 航空機を使用して 六十万円	その他の 場合		その他の 航空機を 使用して 検査を行 う場合で あって、 国土交通 省の航空 機を使用 するとき	その他の 場合	夜間着陸 用灯火 の検査 が含ま れる場 合	その他の 場合
	その他の 場合	その他の 場合				
六十万円	十二万七千 六百元		六十一万九 千四百円	十二万七千 六百元	七十五万三 千九百円	十四万三千 二百円

二項の
検査を
受ける
者

その他の 航空機を使用して 六十万円	その他の 場合		その他の 航空機を 使用して 検査を行 う場合で あって、 国土交通 省の航空 機を使用 するとき	その他の 場合	夜間着陸 用灯火 の検査 が含ま れる場 合	その他の 場合
	その他の 場合	その他の 場合				
六十万円	十二万七千 六百元		六十一万九 千四百円	十二万七千 六百元	七十五万三 千九百円	十四万三千 二百円

D M E					
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合		省の航空機を使用するとき	
		その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	省の航空機を使用するとき
十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）	二十三万八千四百円（電子検査申請の場合にあつては、二十三万八千円）	十二万五千九百円	三十九万五百円	十五万五千二百円	

D M E					
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合		省の航空機を使用するとき	
		その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	省の航空機を使用するとき
十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）	二十三万八千四百円（電子検査申請の場合にあつては、二十三万八千円）	十二万五千九百円	三十九万五百円	十五万五千二百円	

		衛星航 法補助 施設	
		衛星經由送信型衛星航法補助施設	
地上直接送信型 衛星航法補助施 設		航空機を使用して 検査を行う場合で あつて、国土交通 省の航空機を使用 するとき	
その他の場合			
百円	十 万 九 千 八	千 九 百 円	八 十 六 万 四
		円	
		十四万七千	

		衛星航 法補助 施設	
		衛星經由送信型衛星航法補助施設	
地上直接送信型 衛星航法補助施 設		航空機を使用して 検査を行う場合で あつて、国土交通 省の航空機を使用 するとき	
その他の場合			
百円	十 万 九 千 八	千 九 百 円	八 十 六 万 四
		円	
		十四万七千	

○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）（第一条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空港又は空港航空保安施設の検査）</p> <p>第一条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法第四十七条第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条の規定を準用する。</p> <p>附則</p> <p>（民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）</p> <p>第二条 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用する。</p>	<p>（空港又は空港航空保安施設の検査）</p> <p>第一条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条の規定を準用する。</p> <p>附則</p> <p>（民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）</p> <p>第二条 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用する。</p>

○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>法第八條第一項</u>の政令で定める原子力事業所） 第二條 <u>法第八條第一項</u>の政令で定める原子力事業所は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二條第四号に規定する原子力事業所とする。</p>	<p>（<u>法第七條第一項</u>の政令で定める原子力事業所） 第二條 <u>法第七條第一項</u>の政令で定める原子力事業所は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二條第四号に規定する原子力事業所とする。</p>